

亀山市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月17日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

東丸町自治会

2 変更があった事項及びその内容

規約で定めた解散の事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

3 変更の年月日

令和4年4月16日

4 変更の理由

地方自治法の変更のため